社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、奈良県内において保育人材の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付に関し必要な事項を定める。

（貸付対象者）

第２条　貸付対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の６に基づき近畿府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、卒業後、保育士として、奈良県、東日本大震災等による被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）及び国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域（以下「対象区域」という。）内の従事先施設等（保育士修学資金貸付細則（以下「細則」という）に定める従事先施設等をいう。以下同じ。）において児童の保護等に従事する意思を有するものとする。

（修学資金の貸付等）

第３条　社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は前条に規定する者の申請により、その者に無利息で修学資金を貸付けることができる。

２　修学資金の貸付額は、一月につき５万円以内とする。ただし、養成施設入学年度の貸付の初回に入学準備金として２０万円以内を、卒業時には貸付の最終回に就職準備金として２０万円以内を加算することができる。

また、養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者や前年度または当概年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり、生活扶助基準の居宅（第１類）に掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額に相当する額以内を加算できるものとする。なお、年齢、及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

３　修学資金の貸付期間は、貸付を受ける者の在学する養成施設の正規の修学年限に相当する期間以内とする。ただし、修学期間が２年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額の学費相当分の２年間に相当する金額（１２０万円）の範囲内であれば、一月につき２万５千円以内の貸付金額を上限に正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

４　修学資金の貸付方法は、次の各期ごとに、各期に属する各月のうち貸付する月数に修学資金の月額を乗じて得た額を交付するものとし、口座振込により送金するものとする。

　　前期　４月１日～９月３０日

　　後期　１０月１日～３月３１日

（連帯保証人）

第４条　修学資金の貸付を受けようとする者は、細則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

２　前項の保証人は、修学資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付の休止）

第５条　会長は、修学資金の貸付を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。

（貸付契約の解除）

第６条　会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

（１）退学したとき。

（２）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

（４）修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

（５）死亡したとき。

（６）その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還の債務の当然免除）

第７条　会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

（１）養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録を行い、保育士として、対象区域内の従事　　　　先施設等において児童の保護等の業務に従事し、かつ、５年間（過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して２年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、３年間）引き続き当該業務に従事したとき。

（２）ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付を受けた者の意思によらず、貸付を受けた県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。

２　前項第１号の規定の適用については、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しないものとする。

３　前項第１号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還の債務の裁量免除）

第８条　会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（１）死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額の全部又は一部

（２）長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

（３）対象区域において２年以上第７条第１項第１号に規定する業務（以下「返還金免除対象業務」という。）に従事したとき。

返還の債務の額の一部

（返還）

第９条　修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から５年の期間（次条の規定により返還債務の履行を猶予したときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、細則で定める方法により、貸付を受けた修学資金に相当する額を返還しなければならない。

（１）第６条の規定により修学資金の貸付が打ち切られたとき。

（２）養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

（３）対象区域において１年以内に返還金免除対象業務に従事しなかったとき。

（４）対象区域において１年以内に返還金免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

（５）返還金免除対象業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還金免除対象業務に従事できなくなったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第10条　会長は、修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

（１）第６条の規定により貸付契約を解除された後も、引き続き養成施設に在学しているとき。

（２）返還金免除対象業務に従事しているとき。

（３）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（延滞利子）

第11条　会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和２年３月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（選考会）

第12条　修学資金の貸付を受ける者の選考の公正を期するため、奈良県保育士修学資金貸付選考会を置き、選考会設置に関する必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第13条　この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。